

中泊町農業委員会会議録

令和8年2月13日

中泊町農業委員会

令和 8 年中泊町農業委員会 2 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月13日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員 (13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (2人)

委 員	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第30号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 令和8年度農作業労賃等標準額について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人

主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。

本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、13番木村委員、14番葛西委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第28号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。

報告第28号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年2月13日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、8件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第28号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第29号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第29号

事務局
古川(幹)

25ページをご覧ください。

報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和8年2月13日提出 中泊町農業委員会会長。

1月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第29号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第30号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第27号

事務局
古川(安)

27ページをご覧ください。

報告第30号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年1月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年2月13日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。1月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第30号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第27号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、8番小野委員、10番松田委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【小野委員、松田委員 退席】

議長
(会長)

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

30ページをご覧ください。議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和8年2月13日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第27号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐々木委員

議席4番、佐々木です。それでは報告いたします。去る2月2日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件、賃貸借設定が30件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

本案ですが、利用権設定から農地法第3条への同条件での更新が多数のため、更新の設定については省略させていただき、利用権設定より変更のあった設定と新規の設定のみご説明させていただきます。

それでは、31ページをご覧ください。

受付番号69番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田地内の田7筆、八幡字八幡地内の田3筆、田茂木字若宮地内の田4筆の計14筆。面積は33,510㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は総面積あたり米8俵の物納ほか、10a当たり農協概算金換算で米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われれます。

33ページをご覧ください。

受付番号71番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田地内の田2筆、深郷田字甘木地内の田7筆、八幡字日向地内の田1筆の計10筆。面積は34,559㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は水稲は10a当たり農協概算金換算で米2.5俵の価格、大豆は10a当たり10,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

34ページをご覧ください。

受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、面積は12,037㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり40,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

36ページをご覧ください。

受付番号76番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田4筆、面積は7,576㎡の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

37ページをご覧ください。

受付番号78番は新規の設定で、設定する農地は富野字中島地内の田1筆、面積は8,561㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり40,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

38ページをご覧ください。

受付番号81番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田7筆、薄市字花持地内の田5筆の計12筆。面積は24,178㎡の賃貸借です。期間は6年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり10,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われま

41ページをご覧ください。

受付番号87番は、田茂木字若宮地内の田4筆、面積は12,963㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培することとした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

42ページをご覧ください。

受付番号91番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字住吉地内の田3筆、大沢内字海原地内の田1筆の計4筆。面積は3,646㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり30,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われま

43ページをご覧ください。

受付番号92番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字袴腰山地内の畑1筆、深郷田字早田地内の田3筆、深郷田字富森地内の畑1筆、八幡字盛山地内の田1筆、八幡字池田地内の田1筆、田茂木字若宮地内の田1筆、豊岡字三笠地内の田1筆の計9筆。面積は25,469.33㎡の賃貸借です。期間は6年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり40,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

44ページをご覧ください。

受付番号93番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、今泉字唐崎地内の田4筆の計6筆。面積は13,313㎡の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担、賃借料は10a当たり米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号94番は売買で、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は3,015㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

45ページをご覧ください。

受付番号95番は売買で、薄市字玉清水地内の田4筆、面積は16,053㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号96番は売買で、設定する農地は田茂木字望月地内の田2筆、面積は19,413㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われれます。

46ページをご覧ください。

受付番号97番から100番は、利用権設定にて個人で貸借していた農地を設立した会社での貸借に変更するものです。利用権設定での賃貸借の時から条件に変更がないため、内容の説明につきましても省略させていただきます。

49ページをご覧ください。

受付番号101番は新規の設定で、設定する農地は中里字宝森地内の田2筆、田茂木字若宮地内の田1筆、尾別字小谷地内の農地4筆、尾別字湯島地内の農地2筆、高根字小金石地内の田1筆の計10筆。面積は44,746㎡の使用貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われれます。

以上、受付番号69番から101番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第28号

議長
(会長)

次に、議案第28号「令和8年度中泊町農作業労賃等標準額について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(幹)

62ページをお開き下さい。議案第28号「令和8年度中泊町農作業労賃等標準額について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき決定を求める。令和8年2月13日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。

町農作業労賃等標準額は、別紙のとおり設定いたしました。

(資料に基づいて、内容説明)

中泊町賃借料情報につきましては、賃借料を物納支給としている場合は60kg当り15,000円で換算して平均額を算出しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

議長
(会長)
事務局
(荒関)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和8年中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長
(会長)

令和8年2月13日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

松坂 龍美 (松坂)

(木村 巧)

署名委員

木村 巧 (木村)

(葛西 誠)

署名委員

葛西 誠 (葛西)